

### 3 安全・安心なまちづくり

#### ① 総合的な防災体制づくり

◆安全・安心なまちづくりを進めるためには、防災基盤の整備を図るとともに、市民、事業者が自らの命、財産、地域の安全を、自ら守る意識を高めることが重要です。そのために、それらの意識を活動に移すことに必要な知識や技能を身に付けるための、防災教育や訓練、救命講習会の開催、消防団、自治会、婦人防火クラブなどの自主防災体制の整備、防災リーダーの養成を図り、地域の防災体制づくりを進めます。

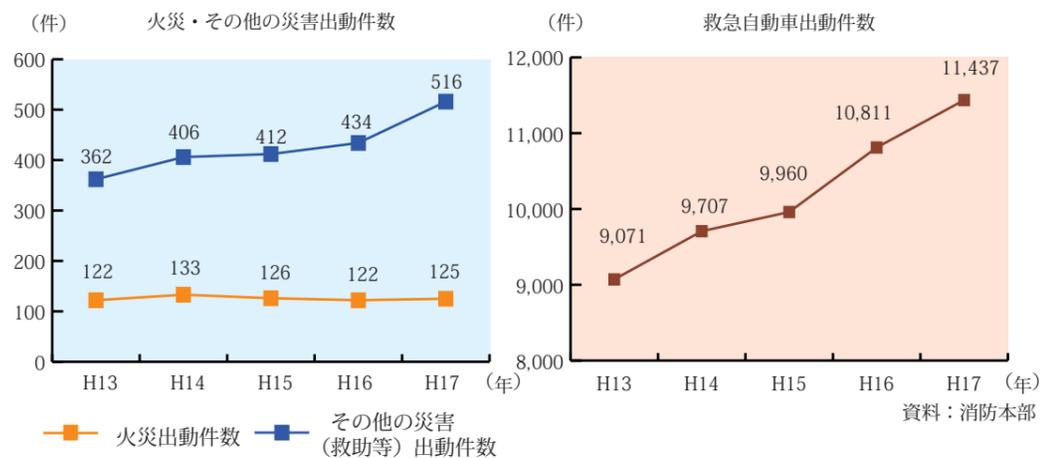


避難訓練

#### ② 救急・消防防災体制の整備

◆高度化・複雑化する救急・消防業務に対応するために、資機材の充実や職員等の知識・技能の充実強化など体制整備を図ります。

◆また、複雑・多様化、広域化する救急・消防・防災ニーズへの対応と、救急・消防・防災能力の効果的・効率的な向上を図るために、広域的な体制づくりを推進します。



#### ③ 治山・治水の充実

◆森林の適切な管理等により、水源涵養、保水や土砂流出防備機能などの多様な治山機能の強化を図ります。

◆筑後川については、国の緊急対策特定区間事業等との連携を図り、筑後川中流域未来空間形成基本計画等を踏まえながら、河川改修、排水施設の整備などに取り組みます。また、市内に流れる中小河川については、国・県と連携しながら、総合的な浸水対策基本計画に基づき、効率的・計画的な浸水対策を進めます。



貯留施設として整備された中央公園のサブグラウンド等

#### ④ 交通安全対策の推進

◆子どもや高齢者などの交通弱者保護のために、交通安全教育などによる意識の啓発を進めるとともに、安全かつ快適な交通環境を確保するため、踏切拡幅などの施設整備や交通事故防止対策を進めます。

◆また、放置自転車対策としての自転車駐車場整備や迷惑駐車対策等も含めた総合的な交通安全対策を進めます。



地域子ども安全パトロール隊

#### ⑤ 防犯体制の強化と総合的な防犯施策の推進

◆犯罪のない安全で住みよいまちをつくるために、市民自らの自主的な防犯意識の高揚を図るとともに、市民、警察、行政等の連携による地域に密着した防犯活動を推進します。また、様々な防犯対策をより効果的に実施するために、団体等と必要な調整や連携を行い、機能的で総合的な防犯施策を展開します。

#### ⑥ 国民保護体制づくり

◆有事の際において市民を保護するため、避難、救助、災害への対応等に関する措置を定める国民保護計画を策定するとともに、国民保護協会を設置し、計画の総合的な推進を図ります。

### 施策推進のための主な事業

#### 1 戦略事業

| 事業名称             | 事業内容等  |
|------------------|--|
| 筑後川下流域 未来空間形成事業  | 基本構想及び推進計画を策定し、計画に沿った事業を推進することにより、筑後川流域が持つ自然や景観、歴史や文化、学習機能等を活用しながら、筑後川を基軸とした観光等の地域活性化、快適歩行空間形成等を図ります。  |
| 交通渋滞緩和対策事業       | 交通渋滞が恒常化している幹線道路の交差点について、平成26年度までに大規模交差点5カ所の改良を行い、右左折レーン等整備によるスムーズな通過交通の確保を図ります。                       |
| 総合的な生活排水処理事業     | 河川等の公共用水域の水質を保全し、生活環境の改善を図るため、地域特性にあった効率的な生活排水処理事業を進め、平成26年度までに生活排水処理人口普及率90%を目指します。                   |
| 集落地区等整備事業        | 平成22年度までに、地区計画制度など市街化調整区域内において地域の主体的な取組を支援する制度を整備し、平成26年度までに1地区が地区計画による整備に着手することを目指します。                |
| 市街化区域内未利用地等整備事業  | 市街化区域内の未利用地等について、合理的な土地利用の促進と地域の主体的な取組を支援し、平成26年度には未利用地の面積が60ha以下になることを目指します。                          |
| * 都市景観形成基本計画策定事業 | 長期的な視点に立った市民と行政の協働による都市景観の保全、整備、充実を促進するため、平成20年度に予定されている中核市移行後、景観行政団体として景観計画を策定し、平成22年度に景観条例の制定を目指します。 |
| 電線類地中化事業         | 魅力ある都市景観を創出し、快適な歩行空間を確保するため、国・県と協調して電線類の地中化を促進します。   |

|             |   |
|-------------|---|
| 地域防災組織等推進事業 | 応急手当の知識、技術の普及啓発を図るため、市民を対象とした救命講習会等を行い、平成26年度までに新普通救命講習修了者数17,000人以上を目指します。<br>また、自主防災組織の育成、防災リーダーの養成による地域ごとの防災ネットワークづくりに取り組み、平成26年度までに防災リーダーの養成地域数180地域を目指します。 |
| 総合治水対策事業    | 市街地において頻発する浸水被害を解消するため、金丸川等の浸水対策事業を行うとともに、池町川については平成18年度に浸水対策基本計画を策定し、国や県とともに浸水対策事業を進めます。   |

\* …主に前期5カ年で取り組む事業です。

#### 2 主要事業

| 事業名称        | 事業内容等   |
|-------------|---|
| 幹線道路整備事業    | 円滑な交通移動環境の整備を図るために、田主丸町、城島町、三潞町における公共交通のアクセス道路、交差点の改良、公共施設へのアクセス道路等の一体的な交通ネットワークの形成を計画的に進めます。 |
| 生活環境整備事業    | 生活道路や排水路等の日常生活環境の整備を、地域の協力を得ながら進めます。  |
| 公共下水道整備事業   | 北野町、城島町等において、生活環境の改善と公共水域の水質保全を目的とした公共下水道の整備を計画的に進めます。  |
| 公営住宅改築・改修事業 | 質の高い居住空間の整備と地域社会の定住性向上のため、田主丸町、北野町、城島町において老朽住宅の改築やバリアフリー化等の改修を行います。                           |
| 共同配水場整備事業   | 安全で安定的な水の供給を図るため、西部配水場の整備を計画的に進めます。   |

# 第3章

## 清潔感あふれるまちに

### 展望と課題

◆私たちが暮らす豊かで便利な現代社会は、一方で地球環境に大きな負担を負わせ、地球温暖化現象などの地球規模の環境悪化を招いています。これらの地球規模の環境悪化は、事業活動のみならず市民生活に起因するものも多く、市民・事業者・行政それぞれが、省エネルギー、省資源等の環境に配慮することが求められています。

◆また、事業者にとっても地球環境に配慮した持続的な発展を基本として、生産・流通・消費・廃棄のすべての段階で、資源循環型の経済活動を確立することが求められています。

◆一方、これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄型の経済社会は、ごみの中間処理や最終処分などの廃棄物処理費用増大等の課題をもたらしています。

◆また、空き缶などのポイ捨て等は、地域社会の美しさや環境を損なうとともに、これを放置すると、地域に対する愛着や帰属感の希薄化、モラルやマナーの低下等の悪循環につながります。そのため、環境美化活動に積極的に自ら取り組む市民の参加を図るとともに、それらの活動を促進する環境教育、環境啓発などを通して、協働の仕組みづくりなどに取り組む必要があります。

◆循環型ごみ処理を図るために、将来にわたるごみ排出量傾向を展望して、市民・事業者・行政がそれぞれの役割と責任を果たしながら、より一層のごみ減量・リサイクルに取り組む必要があります。また、取組に当たっては、将来のごみ処理技術等や施設整備や運営に要する費用等を考慮して、広域的な連携を含めた対応を検討する必要があります。

◆特に事業系ごみについては、将来のごみ量推計を踏まえ、事業者間の連携を図りながら、より一層のごみ減量・リサイクルへの取組強化を促進する必要があります。

### 主要な取組視点

◆地球環境問題を、地域の問題、自らの暮らしの問題としてとらえるとともに、市民・事業者が省エネルギー・省資源等の環境に配慮した生活や事業活動へと転換することを促進していきます。そのため、環境基本計画・行動計画に基づいた実効ある施策を展開し、持続的な発展が可能な環境共生都市久留米の実現を図っていきます。

◆特に、省エネルギー・省資源等の活動を推進するために率先して取り組んだISO14001の認証取得を活かしながら、これからも学校や家庭における環境負荷低減活動の継続的な取組を促していきます。

◆環境保全活動・環境教育推進法に基づく環境学習や啓発活動を進めるとともに、地域社会で市民・事業者・行政が連携しながら、自ら主体的に地域美化活動に取り組むクリーンパートナー制度の定着・拡大、環境美化活動の基本となる環境美化促進条例の充実・強化に取り組めます。

◆市民・事業者・行政が、それぞれの役割を分担して、ごみを適正に再資源化することを目指し、様々なごみ減量・リサイクル施策を実施していきます。特に、事業系ごみのさらなる削減を図るとともに、容器包装リサイクル法の見直し内容を踏まえつつ、新たなリサイクル品目の研究とその具体化などに取り組んでいきます。

◆市民生活に密接で、生活環境保全や公衆衛生向上に必要なごみ処理については、分別収集の一層の推進、一般廃棄物の再利用等に努めるとともに、将来の広域的なごみ処理のあり方、中長期的な動向を展望しながら、安全で安心な中間処理施設やリサイクル施設、最終処分場の計画的な整備を進めていきます。



### 施策体系



## 施策の内容

### 1 環境に配慮したまちづくり

◆久留米市環境基本計画に基づく、環境保全行動計画を策定・推進し、市民・事業者・行政が協働して、省エネルギー・省資源の生活様式や事業活動への転換を図ります。

◆行政で取り組んだISO14001の認証取得を活用し、学校や家庭における環境負荷低減の継続的実践活動を促進するとともに、環境教育基本法に基づき、環境教育や啓発活動の充実を進めます。

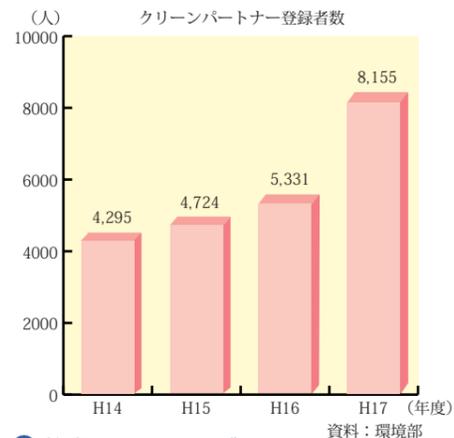


### 2 生活環境の保全と向上

#### ① 環境美化活動の促進

◆久留米市環境美化促進条例の充実・強化を行うとともに、不法投棄対策、市民・企業・各種団体・行政が一体となった環境美化活動を促進し、散乱ごみのない清潔感あふれるまちづくりを進めます。

また、市民・事業者・行政が協働して環境美化に取り組むくめクリーンパートナー制度の旧4町地域への拡大や充実等による環境美化ボランティア活動を促進します。



#### ② 公害のないまちづくり

◆大気汚染、水質汚濁、騒音・振動、悪臭、土壌汚染、地盤沈下などを防止する対策として、一般大気環境や公共用水域、

地下水の常時監視、騒音・振動、悪臭の地域指定及び規制基準の設定など、公害に関する調査・監視や指導などを行います。また、中核市移行に伴い、大気汚染防止やダイオキシン類削減等を含め、公害の発生源に対する総合的な未然防止対策を進めていきます。

#### ③ 衛生的な生活環境づくり

◆市有墓地の適正管理や空き地の適正管理指導、動物の適正飼育の啓発事業を推進するとともに、中核市移行により移譲される食品衛生をはじめとする生活衛生関係業務等について適切な指導に努めます。また、地域や関係団体による環境衛生活動の支援、公衆衛生の向上、し尿処理の適正な実施への指導や施設の整備・管理運営、斎場施設の充実及び周辺的环境整備など衛生的な生活環境づくりに取り組みます。



### 3 循環型ごみ処理システムづくり

#### ① ごみ減量・リサイクルの推進

◆ごみ減量・リサイクルについては、廃棄物処理・リサイクルに関する新たな法制度の動向に対応しつつ、ごみの発生抑制、再利用、リサイクル実現を目指した、ごみ減量・リサイクル推進施策を推進します。

また、合併により拡大した処理区域への対応や市民の生活環境を保全するため、循環型の総合的なごみ処理基本計画の見直しを行うとともに、将来を見据えたごみ処理体制の整備に取り組みます。

#### ② リサイクル関連施設の整備

◆容器包装リサイクル法改正への対応、新たな分別収集品目の研究・具体化等によるさらなるリサイクルの推進に取り組むとともに、新中間処理施設の整備に併せて、適正に分別・収集されたものを効率的に回収し、不燃物を含めて再資源化等を行うリサイクル施設の計画的な整備を進めます。

#### ③ 中間処理施設の整備

◆市民の快適で衛生的な生活を維持する一般廃棄物処理施設については、上津クリーンセンターのみでの処理が限界に近づいており、環境負荷が少なく、安全で安心な新中間処理施設の整備、上津クリーンセンターの改修を計画的に行います。

#### ④ 最終処分場の整備

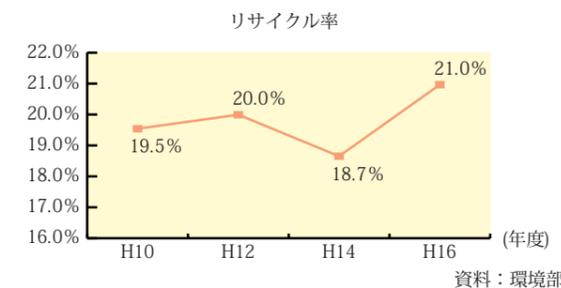
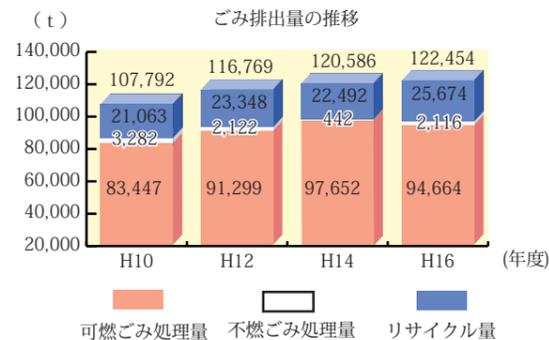
◆市内のごみは市域内で処理することを原則に、杉谷埋立地第一処分場の処理容量を見据えながら、安全で安心な廃棄物処理を基本に、第二処分場の計画的な整備に取り組みます。



杉谷埋立地(第一処分場)

#### ⑤ 産業廃棄物処理の指導

◆中核市移行に伴い権限移譲される産業廃棄物処理関係業務については、事業者による発生抑制や減量化・資源化に向けた取組を誘導するとともに、循環型社会形成基本法等を踏まえた、安全で適正な処理に向けた啓発・指導に取り組みます。



施策推進のための主な事業

1 戦略事業

| 事業名称             | 事業内容等  |
|------------------|--|
| 環境負荷低減行動推進事業     | 市民や事業者等の環境負荷低減活動の促進や意識啓発を図るため、市施設から発生する温室効果ガス削減を目的とした久留米市地球温暖化防止実行計画を推進するとともに、ISO14001の認証取得を活用した環境負荷低減の継続的な活動実践、環境ISOの概念を取り入れた学校版ISO制度を推進していきます。                                 |
| 環境美化促進事業         | 散乱ごみのない清潔感あふれるまちづくりの実現を目指し、ポイ捨てしない人づくりのための啓発活動、ポイ捨てしない環境づくりのための美化・清掃活動、くるめクリーンパートナーの拡大・充実、市民の美化意識の醸成、環境美化促進条例の見直し等に取り組みます。平成26年度までに、くるめクリーンパートナーの登録人数が12,000人を超えるよう参加を呼びかけていきます。 |
| ごみ減量・分別リサイクル推進事業 | 廃棄物処理やリサイクルに関する法制度の動向に対応しつつ、市民・事業者・行政が協働して、分別収集やごみの発生抑制、リサイクルに取り組みます。また、循環型のごみ処理基本計画の見直し、将来を見据えたごみ処理体制整備、事業系ごみの削減やリサイクル促進に取り組み、平成26年度におけるリサイクル率を23%にします。                         |
| * リサイクル関連施設整備事業  | 容器包装リサイクル法改正、新たな分別収集品目の研究・具体化等のリサイクル推進に取り組みながら、新中間処理施設の整備に併せて、不燃物を含めて再資源化を行うリサイクル施設を整備し、平成26年度における最終処分率（最終処分量／総ごみ発生量）10%を目指します。  |

| 事業名称               | 事業内容等  |
|--------------------|--|
| * 新中間処理施設整備事業      | 上津クリーンセンターの焼却能力を見据えながら、環境負荷が少ない新中間処理施設の整備、上津クリーンセンターの改修を行い、平成26年度における最終処分率（最終処分量／総ごみ発生量）10%を目指します。 |
| * 新規埋立地（第二処分場）整備事業 | 高良内町杉谷地区に整備した第一処分場の処理容量を見据えて、第二処分場の計画的整備に取り組み、平成22年度市域内処理率100%を維持します。                              |

\* …主に前期5カ年で取り組む事業です。

# 第4節 外で活動したくなるまちに

## 展望と課題

◆都市化の進展、生活の24時間化等により、人々の暮らしや地域社会から、生き生きとした暮らしの実感やゆとり、人と人との生のふれあい、コミュニケーションが失われ、地域社会が希薄化・衰退化しています。生き生きとした暮らしを実感し、地域社会の活性化を促進するために、豊かな自然とふれあい、人々が互いにふれあう生の体験をすることが重要になっています。

◆一方で、高齢者や障害者をはじめとするすべての市民が自立した生活を送るためには、市民のだれしもが外で自由に活動できる都市基盤を整備することが必要になっています。

## 主要な取組視点

◆大人も子どもも屋外の活動が減少しており、外で活動する楽しさを実感できる憩いと潤いのある空間、スポーツやレクリエーションを楽しめる場としての公園整備、本市最大の地域資源である筑後川を活用したリバーサイドパーク整備等に取り組みます。

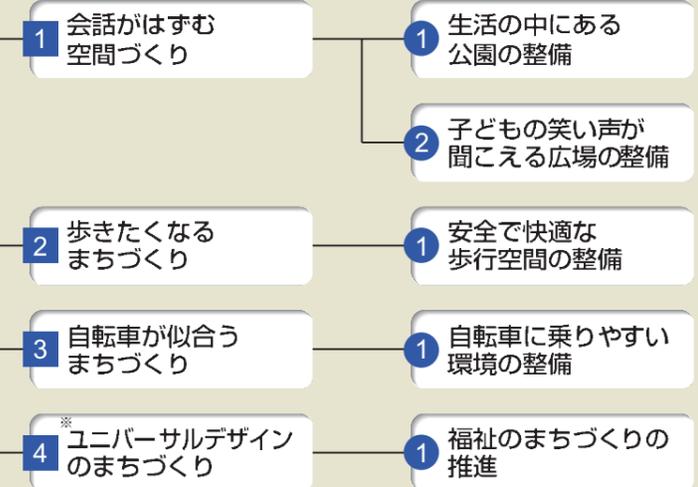
◆自転車利用の促進、駐輪場や自歩道整備による自転車を利用しやすい都市づくりを進めるとともに、駅周辺等の放置自転車対策について、市民と協働して取り組んでいきます。

◆高齢者や障害者などすべての市民が、社会参加・活動ができる都市空間、移動空間づくりを目指して、人にやさしいまちづくり整備基本計画に基づき、安全で快適な生活環境整備、歩きたくなるまちづくりに取り組んでいきます。



## 施策体系

外で活動したくなるまちに



## 施策の内容

### 1 会話がはずむ空間づくり

#### ① 生活の中にある公園の整備

◆都市景観の形成、自然環境保全、市民の憩いの場やレクリエーションの場、防災機能等、多様な役割を持つ基幹公園として、津福公園や筑後川リバーサイドパークの整備を進めるとともに、良好な緑の公共空間としての維持管理を行っていきます。

また、本市最大の地域資源である筑後川の豊かな恵みを活用した、河川敷の公園整備等を進めていきます。

◆生活に身近な緑地空間である住区公園等については、市民の交流の場、地域のコミュニケーションの場として、計画的な整備と維持管理を図っていきます。

#### ② 子どもの笑い声が聞こえる広場の整備

◆地域の遊休地や公共空間を活用し、地域が主体となった子ども広場などの整備や、親子、地域住民が集える場の整備を図っていきます。



浦山公園

### 2 歩きたくなるまちづくり



柳坂管根のほげ休

#### ① 安全で快適な歩行空間の整備

◆歩行者や自転車が安全・安心に移動できる自歩道整備、幅が狭く段差がある歩道の改善等に努め、日常生活で安全に外出できる空間づくりを図っていきます。

また、耳納北麓・田主丸山麓の道をはじめとした、歩きながら景観や自然等を楽しむ歩きたくなる道の整備や、身近で手軽にウォーキング等が楽しめるまちづくりなど、快適な歩行空間整備を図ります。

### 3 自転車が似合うまちづくり

#### ① 自転車に乗りやすい環境の整備

◆交通渋滞緩和、環境問題の改善や健康づくり等の多様な観点から、自転車利用の促進を図るとともに、駐輪場整備や自歩道整備等の自転車を利用しやすい都市づくりに取り組みます。

また、駅周辺等の放置自転車対策や増加する自転車盗難等の解決に向けて、市民や関係団体等と協働して、モラルやマナーの向上を図っていきます。



サイクリング風景

### 4 ユニバーサルデザインのまちづくり

#### ① 福祉のまちづくりの推進

◆高齢者や障害者などすべての市民が社会参加できるまちづくりに向け、ハートビル法や交通バリアフリー法、人にやさしいまちづくり整備基本計画に基づく、交通機関のバリアフリー化、民間施設を含めた大規模施設、不特定多数の利用者がある施設などのバリアフリー化などを行っていきます。



段差のない歩道



施策推進のための主な事業

1 戦略事業

| 事業名称                 | 事業内容等  |
|----------------------|--|
| 都市基幹公園整備事業           | 市民の憩いの場、スポーツ・レクリエーションの場として、筑後川リバーサイドパーク、津福公園、中央公園（流水プール）を整備し、平成26年度の年間施設利用者数リバーサイドパーク360千人、津福公園100千人を目指します。        |
| バリアフリー促進事業           | 人にやさしいまちづくり整備基本計画に基づき、スロープやエレベーター設置等の民間施設のバリアフリー化を支援していきます。福祉のまちづくり計画の完了年度である平成19年度までに、年2カ所の民間施設のバリアフリー改修工事を支援します。 |
| バリアフリー歩行空間ネットワーク整備事業 | 歩行者や車椅子利用者などだれもが安心して、安全に通行できるように、駅周辺等の重点地区で、快適なバリアフリー歩行空間を整備していきます。  |
| 筑後川下流域未来空間形成事業（再掲）   | 基本構想及び推進計画を策定し、計画に沿った事業を推進することにより、筑後川流域が持つ自然や景観、歴史や文化、学習機能等を活用しながら、筑後川を基軸とした観光等の地域活性化、快適歩行空間形成等を図ります。              |

2 主要事業

| 事業名称        | 事業内容等  |
|-------------|--|
| 筑後川親水広場整備事業 | 筑後川河川敷を活用して、城島町六五郎橋地区、下田大橋地区、浮島棧橋地区、江島港跡地区や田主丸町に広場・公園整備を図っていきます。 |
| 本庄屋敷整備事業    | 田主丸町塩足地区にある本庄屋敷を、市民との協働により、地域コミュニティの場として整備するとともに、周辺整備に取り組みます。    |
| 鎮西橋自歩道橋整備事業 | 地域の高齢者や子ども等の交通弱者対策として、北野町と善導寺町に架かる鎮西橋の自歩道橋整備に取り組みます。             |